

第32回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月28日（金）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

1	柚原 千秋	2	富倉 浩之	3	片岡 文洋
4	宮嶋 敏男	5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
10	今村 昭仁	11	向井 良治	12	吉田 洋一
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘	15	牧田 日出男
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第8号	農地法第3条第1の規定による許可について
日程第3	議案第9号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第4	議案第10号	農地法第4条の規定による許可について
日程第5	議案第11号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6	議案第12号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第13号	農地法第52条の規定による農地賃借情報の提出について

6. 事務局 水津事務局長、梅津主幹、井本主査

7. 閉会時間 午後2時47分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第32回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、17番・金丸栄省委員、1番・柚原千秋委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会、業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
水津局長	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p>
議長	<p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は5件でございます。</p> <p>内容は、所有権移転が4件、賃貸借が1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番及び5番を説明)</p> <p>別紙ではありますが、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>申請番号1から5番につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p>

	<p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号1番について地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、今村昭仁委員から報告願います。</p>
今村委員	<p>譲受人の希望による売買案件です。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。</p> <p>また、本案件は、従前から譲渡人から借用していた農地であり、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、番号2番から4番について地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、宮本明夫委員から報告願います。</p>
宮本委員	<p>(番号2番から4番について)</p> <p>譲受人の希望による売買案件です。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、番号5番について地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、太田福司委員から報告願います。</p>
太田委員	<p>借主の希望による農地の賃貸の案件になります。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

議長

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第9号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。

本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答するものであります。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第9号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について、提案説明申し上げます。

今回ご審議頂きます「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出」は1件でございます。

申請内容は、農用地区域からの除外が1件でございます。

その申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号1番を説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に番号1番について、調査班より調査報告を求めます。

<p>穀内委員</p>	<p>第4班・班長、穀内和夫委員から報告願います。</p> <p>農家住宅の建設について、農地転用と合わせて現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、現在の住宅地を取壊しのうえ、当該地に新たに建設するもので、農作業の効率化や従業員の利便性向上、住環境の改善等が図られると考えられます。</p> <p>営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外についてはやむを得ないと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第9号、番号1番について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第4、議案第10号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>水津局長</p>	<p>議案第10号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は2件でございます。</p> <p>内容は、農家住宅の農地転用が1件、農業用施設の農地転用が1件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議 賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしく願ひ致します。</p>

議長	<p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>また、別紙にありますチェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>なお、本件は申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は省略可能であり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、穀内和夫委員から報告願います。</p>
穀内委員	<p>先ほどご説明した農振農用地からの除外の案件と同様となります。</p> <p>本案件について、農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第10号、農地法第4条の規定による許可について、番号1番の案件について、許可する事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号2番を説明)</p> <p>また、別紙にあります、チェックリスト、施設の配置図等を添付してお</p>

りますので、ご参照願います。

なお、本件は申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は省略可能であり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号2番について調査班より調査報告を求めます。

第4班・班長、穀内和夫委員から報告願います。

穀内委員

経営規模の拡大に伴い、新たにバンカーサイロ1基を建設するものです。既存バンカーとの位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当と班では判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願います。

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第10号、農地法第4条の規定による許可について、番号2番の案件について、許可する事でご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第11号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第11号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は5件でございます。

内容は、砂利採取による一時転用が1件、研究実験に利用する一時転用

が4件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

(議案に基づき番号1番を説明)

別紙にあります、チェックリストの転用基準の立地基準では、農業振興地域整備計画において農用地となっており、申請期間が1年以内の一時転用であるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものと思われまます。

許可基準は、農地法施行令第18条第1項1の規定による転用となります。

本件の砂利採取の案件では、隣接する地権者に同意をいただくこととしており、近隣地権者(氏名)からは同意をいただいております。

配置図等につきましては、チェックリスト以降に添付しておりますのでご参照願います。

なお、この件につきまして、農業施設以外への転用案件であることから、面積に関わらず北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件になります。

申請番号2番から5番は、賃貸借権で、申請事由は発電研究の実施に伴う一時転用の案件であります。

(議案に基づき番号2番から5番を説明)

許可基準は、農地法施行令第18条第1項1の規定による転用となります。

本件は、発電研究に行われるカイトを用いた実験内容から、申請地並びに隣接する農地を荒廃等させるような行為はないと思われまます。

配置図、実験内容につきましては、チェックリスト以降に添付しておりますのでご参照願います。

なお、この件につきまして、農業施設以外への転用案件であることから、面積に関わらず北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件になります。

申請番号1から5番について、工事完了届が提出されたら、農地として復元されているか地区担当委員と確認いたします。

最後に、申請番号1から5番につきまして、現地調査を2月18日に、第4班 穀内班長 以下委員6名により実施していることを報告いたします。

議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>次に、番号1番から5番について調査班より調査報告を求めます。 第4班・班長、穀内和夫委員から報告願います。</p>
穀内委員	<p>(番号1番について)</p> <p>砂利採取のための一時転用です。 本案件について、砂利採取のために農地を一時転用するものです。 現地調査を行った結果、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、その他の農地、周辺への被害など影響はないものと班では判断しました。</p> <p>(番号2番から5番について)</p> <p>本案件について、カイトを使用した発電実験のために農地を一時転用するものです。 現地調査を行った結果、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしております。</p> <p>なお、拓進地区については、道路の除雪がされておらず、現地確認を行っておりませんが、地区担当からの聞き取りを行い、美成地区も合わせ、周辺への被害など影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第11号、農地法第5条の規定による許可について、番号1番から5番の案件は、北海道農業会議に意見照会し、回答を受けたのち農業委員会会長の専決処分するため、許可相当とする事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農</p>

<p>水津局長</p>	<p>用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は9件でございます。</p> <p>内容は、新規の賃貸借が4件、合理化事業の公社買い受け後の賃貸借が4件、一般更新の賃貸借1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p>(議案に基づき番号1番から4番を説明)</p> <p>申請番号1から4番につきましては、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番から3番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)、(氏名)、(氏名)の3者としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃料については、周辺農地の価格などを参考にして、各提示額で了承を得ております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号4番の内容について、地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員 宮本明夫委員より報告を求めます。</p>

宮本委員

農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知した結果、**(氏名)**としました。

賃貸借期間は10年間とし、賃料については、周辺農地の価格などを参考にして、両者に価格を提示、了承を得ております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第12号、番号1番から4番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

それでは、番号5番の内容について、事務局より説明を求めます。

梅津主幹

申請番号5番は、合理化事業による一時貸付の案件となります。

(議案に基づき番号5番を説明)

申請番号5番につきましては、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。

なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号5番については、合理化事業により北海道農業公社が「買い受けた土地」を貸し付け予定者に賃貸借のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第12号、番号5番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

それでは、番号6番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。

(議案に基づき番号6番から8番を説明)

申請番号6番から8番ですが、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。

なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

番号6番から8番については、合理化事業により北海道農業公社が「買い受けた土地」を、貸し付け予定者に賃貸借のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第12号、番号6番から8番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

梅津主幹

議長

議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長代理	<p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>それでは、番号9番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号9番を説明)</p> <p>申請番号9番につきましては、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>番号9番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第12号、番号9番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p>
議長代理	<p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第7、議案第13号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を議題といたします。</p>

水津局長	<p>提案説明を求めます。</p> <p>議案第13号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地の賃借料情報提供」は、農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報提供について地区及び実勢価格についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供について、1月30日に農地委員会を開催し、平成31年1月1日から令和1年12月31日発生における実勢価格を基に、農地の賃借料をまとめ、別紙のとおりとしております。</p> <p>例年に倣い、北部、中央部、沿岸部に分けましたので、報告いたします。北部は平均5,500円、最高6,300円、最低3,000で筆数は34筆、中央部は平均6,000円、最高7,150円、最低3,300で筆数は76筆、沿岸部は平均4,500円、最高6,500円、最低2,100で筆数は115筆と以上のとおりであります。</p> <p>なお、北部、中央部、沿岸部の地区がわからない、わかりづらいという意見もあり、表下に地区名を記載しております。</p> <p>広報紙への掲載についても、同様に表記する予定であります。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第13号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>水津局長</p> <p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p> <p>次回の総会につきましては、3月30日月曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第32回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
-----------------------	--